

貧すとも鈍すこと勿れ

事務局長 安藤 博

ここでいう「貧」は、SVCF 財政の事ではまったくありません。会費はきちんと納入されており、ありがたいご寄付も折に触れていただいています。お金がなくて困るような「貧」はないのです（監督官庁の内閣府係官から、「収入超過で有休資産を積み上げるのは、公益法人として好ましくない」と注意されることさえある）。「貧」というのは、毎週の事務局連絡会議の出席者が極端な場合ふたりだけというほどに、日常業務の担い手が手薄になっていることを言っています。「鈍すこと勿れ」とは文字通りのことで、会報の発行や事務連絡に関わる基本ルールを崩すことのないようにということを、自分自身を含む団体メンバー全体の戒めとして、改めて言っています。「貧すれば鈍す」と言われかねないようなことが、最近目につくようになってきているからです。

以下は、11月10日（金曜日）事務局連絡会議議事録に「確認事項」として記述されている「戒め」です。

- ・SVCF 通信など行動隊の発信する情報記事の原稿について、記事作成者より関係者に校正（誤字脱字などの修正）、校閲（記事の内容の修正）依頼があったときには、関係者は真摯に対応する。
- ・院内集会での講演内容を SVCF 通信に記事とするときには、講師からの確認回答を待ってからにする。
- ・院内集会、フォーラムなどでの講師に対して質問 / 意見が行動隊に寄せられた場合には、講師からの回答を待って記事とする。

「関係者は真摯に対応する」とあります。ずいぶん厳めしい言葉です。と同時にあまりにも当たり前で、よそさまには見せられるようなことではありません。「聞かれたことにはちゃんと答えましょう」というのですから幼稚園並み。つまり、ひとさまには言えないようなお粗末があるのです。

一例をあげましょう。

10月14日に郡山で討論集会を開催した時のこと。集会告知のポスターに記載した後援新聞社のうち一社の社名が間違っていました。それをこともあろうに、集会の予告記事を当の新聞社に頼みに行ったその場で記者にぴしりと指摘されてしまったのです。あわてて訂正版を1000部刷りました。ポスター作成の担当者は、「関係者」に内容チェックを求めるメールをちゃんと送っていました。しかし、安藤を含め誰もその誤りに気付いていなかった。というより、誰もまともに読んでチェックしていなかった。「真摯に対応」どころか、みな担当者まかせ、ひと任せを決め込んでいたのです。

思うに、当たり前のことが上記のように守られていないのは、かならずしも日常業務に当たっている事務局メンバーが少なくなったからではないでしょう。関係するメンバーが多いほど、当事者としての責任感覚が薄れてしまいがちでもあるのです。

どうすればよいか。安易に「心構え」を説い

たりするのは止めましょう。

ひとつ、後の祭りではあります。前記の「ポスター刷り直し」のようなことに関するケジメのつけ方をご提案します。

SVCF 会員たちからいただいた会費、ご寄付のおカネを、こんな無様なことの尻ぬぐいにするのは許しがたいことです。この刷り直し代金は既に支払われているので、安藤が取りあえず団体に払い戻します。「そんなあ、安藤さんだけの責任じゃないんだし」と思われる方は、この次安藤の顔を見たら缶ビール1本、いや寒さに向かうこれからは熱燗用ワンカップ正宗などをケジメ料分担金に代えてお渡し下さい。

「みんなの責任！」ほどの無責任はありません。最悪の前例は、先の愚劣な戦争を起こした責任を「一億総懺悔」に拡散してしまったことです。

責任の範囲は自ずと限られています。それが明確になるような(いささかおかげさですが)仕組みを作ることが肝要でしょう。

ふたたび団体内の文書チェックのこと、チェックを求められたら「真摯に対応する」件について。この議事録が作られたときの会議で、伊藤邦夫さんは「依頼のメール冒頭の宛名を二人程度に特定」することを提案されました。具体的かつ実行可能な「責任拡散防止」の手立てといえるでしょう。

第 65 回院内集会

日時:10月26(木曜)日 11:00-13:00

会場:参議院議員会館 B107

講師:岩崎良人 特定非営利活動法人【ワネッツ】事務局長(関西電力社員時代、原子力発電所業務に従事)

テーマ:「ワネッツ活動計画 ドローンによる放射線測定、特にホットスポット探索のための近似曲線法活用」

【ワネッツ】は、福井県小浜市に昨年末発足した電力会社の原発部門勤務者 OB が原発事故発生時に避難支援、道案内や線量測定等を行う“地域住民のための原子力緊急時援助隊”(NEATR=ニーター、<http://neatr-org.jp/>)を運営する特定非営利活動法人で、この4月6日に法人登記を行いNPO法人として活動を開始されました。岩崎さんには、ことし5月18日(木曜)の第61回院内集会でも福井県から遠路をお越しいただき、【ワネッツ】の活動方針などにつきお話しいただきました。【ワネッツ】と共通の関心を持つ福島原発行動隊が、原発事故収束のための活動に当たっていくうえで教えら



れるところが多いからです。

第65回院内集会では、ドローンを活用して人間が入れないような

ところでの放射線測定を行うこと、そして最大となる地表面線量の値と場所を推計する手法である「曲線近似法」につき、概略以下の内容でお話しいただきました。

- ・ホットスポット(局所的に放射線量率が高いところ)は何故できるか
- ・降雨による放射線量上昇の例
- ・今の福島にホットスポットはあると推定
- ・ホットスポットを見つける方法、ホットスポットを見つけることの意義は
- ・ドローンを使ったホットスポットの搜索
- ・曲線近似法により空中からホットスポットを見つける方法の考案
- ・ドローンによる曲線近似法を使った放射線測定の結果
- ・福島でホットスポット搜索を実施するにあたって必要なことは

地元の人はどう思うだろうか。

帰還に役立つであろうか。

・終わりにあたって

「ホットスポット」が重要であるという認識、
帰還に必要な「放射線リスク」という用語お

よび「放射線防護の三原則」(「距離」、
「時間」、「遮蔽」)をお伝えしたい。

第三セクターでのアライアンスは、重要であると考えている。

丁々発止の質疑！～原子力規制庁に聞く

11月院内集会の質疑のなかで、講演者の原子力規制庁担当官から注目すべき発言がありました。冒頭にその4項を列記します。

イチエフの廃炉の最終的な姿を描くよりも、
現実に進められている廃炉作業の一つ一つの
プロセスの安全について保守的な(安全サイド
に立った)な立場で対処していく。

それぞれの立場で、独立して判断し、しっかり
仕事をしていくというスタンス(復興推進との
関係について)。

規制の対象は「講ずべき事項」の範囲内の
事項。ただし「講ずべき事項は」事態の進展に
よって変わりうる。

廃炉の方針の変更などについて、取り出す
使用済み燃料や燃料デブリの最終的な処分の
形が決まっていないなど委員会外部の環境
もある。外部の考えも聞き対応していくが、少
なくとも変更の第一歩は規制委員会ではない(規
制委員会の立ち位置)。

11月16日、行動隊は、参議院議員会館に、
原子力規制庁から中桐裕子・長官官房企画
調整官、木下智之・福島第一原子力発電所
事故対策室管理官補佐を講師としてお招きし
て、「原子力規制行政の経緯と当面の課題に
ついて」および「東京電力福島第一原子力発
電所の廃炉に係る規制の視点」について講演
と質疑を行いました。1時間半の講演の後の質
疑は盛り上がり、予定の2時間を超えての活発
な議論に規制庁側も快く応じてくださいました。
まず中桐氏が、3・11を契機に様々な経緯を経
て、国として原子力の安全性を管理する機関
を、原子力の利用を推進する経産省から分離

し、2012年9月に独立性が高く事業者への勸
告権限もある三条委員会として、原子力規制
委員会(以下、規制委員会と略)を発足させた
経緯と現状を説明されました。以下はその概要
です。

組織と役割

任期5年の5名の委員からなる規制委員会と、
それを支える事務局としての約1000名のスタ
ッフを抱える原子力規制庁は、審査会合およ
びその映像・議事録・資料等を原則公開とし、
職員も原子力推進に係る部門への配置転換
を認めないなど、原子力事業の安全性の追求
を担保するために、独立性を高める仕組みや
努力を積み重ねています。

また原子力事業所設置地域に22の原子力規
制事務所(そのうち10事務所にはモニタリング
等を担当する上席放射線防災専門官が常駐)、
青森・福島・福井に地域原子力規制統括調整
官事務所を設置し、地域とのコミュニケーション
を図っています。

現在の委員は発足当時からの委員で今年9月
に委員長に就任された更田豊志氏、2014年
からの委員で同じく今年9月に委員長代理に
就任された元日本原子力学会会長の田中知
氏、核燃料の安全性の研究が専門の山中伸
介氏(2017年9月就任)、2015年に就任され
た放射線防護が専門の伴信彦氏、地質学が
専門の石渡明氏(2014年就任)の5名です。
規制委員会の役割は、原子力発電事業の安
全規制にとどまらず、国際原子力機関(IAEA)
からの取り組みの遅れの指摘を受け本年4月
に改正・公布された「放射性障害防止法」に基
づいた、放射性同位元素を取り扱う医療・研究

機関、滅菌事業者、非破壊検査事業者など約8000の事業者に対する放射性同位元素の取り扱いの規制、核セキュリティ・核物質防護も含みます。

しかしここでは原子力発電事業に対する規制に話を戻します。

原子力発電所と規制委員会

事業者は原子力発電所の再稼働をしようとするとき、2013年7月に改正施行の「原子炉等規制法」に定められ、過酷事故が起きうることを前提とし、事故発生後の拡大防止策も含んだ「新規制基準」に基づいて、規制委員会に「設置変更許可」・「工事計画認可」・「保安規定変更許可」を申請します。これに対し規制委員会は5人の委員の合議による審査を行い、審査官の指摘事項と事業者からの回答を整理した「審査の視点及び確認事項」や審査の過程や判断根拠・主要な論点なども明記した「審査書」によって回答します。審査終了後は、原子炉を起動した状態で「使用前検査」・「施設定期検査」を実施し検査終了となります。

現在事業者が新規制基準適合性審査を申請した原発は26基、そのうち「使用前検査合格証」を交付し再稼働した原発は川内1・2号機など5基、使用前検査中は高浜1・2号機など6基、事業者が廃炉を公表あるいは廃止措置計画が認可されたものは浜岡1・2号機など15基となっています。

さらに、2020年4月までには、稼働中の原発に対しても定期検査や事前に用意されたチェック項目だけでなく、「いつでも」「なんにでも」チェックできる仕組みなどが施行されます。

原子力災害への対応

また、原子力災害時に事態の緊急性・重大性により、PAZ(予防的防護措置を準備する区域、概ね5km以内)・UPZ(緊急防護措置を準備する区域、概ね30km以内)など区域別取るべき防護措置を定めた「原子力災害対策指針」も原子力規制委員会が作成し、本年7月に法改正されました。この改正においては、これまで対象とされていなかった核燃料再処理施設も

この指針の対象となりました。

専門性の向上

このような規制委員会および原子力規制庁の活動を実効性のあるものにしていくためには、職員の専門性の向上が欠かせません。そのために、2014年には独立行政法人・原子力安全基盤機構(JNES)を統合する一方、規制委員会独自の原子力工学区分での新規・中途採用を図るとともに、委員会内に、1~2年実務から離れ、工学・行政学などの研修に専念できる「原子力安全人材育成センター」を立ち上げているところです。

原子力災害シミュレーターなども自前で開発できるようにしたい(質疑から)。

また、検査の実効性を高めるために、米国原子力規制委員会(NRC)に約1年間職員を派遣する(これまでに5名、現在6名)など、諸外国の原子力規制機関や国際原子力機関との協力も図っています。

続いて木下さんがイチエフ廃炉に係る規制の視点について語られました。以下はその概要です。

事故を起こしたイチエフについては、事故を起こしていない原子力発電所と同じ規制をかけては、事態への対処・事故の収束を図ることはできないので、規制の一部を適用除外し、2012年11月、「特定原子力施設」として指定しイチエフの状況に応じた特別な管理の元に置くことにしました。規制委員会が東京電力に対し「措置を講ずべき事項」を示し、これに対応して東京電力が提出した「実施計画」を「特定原子力監視・評価検討会」で検討し、留意すべき事項を指摘したうえで2013年8月にこの計画を認可しました。

東京電力はこの「実施計画」に沿って事故の収束・廃炉作業を行っています。規制委員会は、東京電力がこの「実施計画」を遵守しているかどうかを、定期検査、現地に常駐する保安検査官による保安検査などにより監視・評価し

ています(筆者注:この仕組みがうまく機能しなかった例として、8月のサブドレン 51の水位低下時の運転上の制限(LCO)からの逸脱宣言の遅れがある)。

またこの「実施計画」は、廃炉作業の進捗など状況の変化に応じて東京電力が「変更認可」を申請し、これを審査し必要な助言をし受領しますが、場合によっては「変更命令」を出すこともできる仕組みになっています。これまでのところ「変更命令」が出された例はありませんが、このようなステップで「実施計画」は不断に見直されています。

また、「実施計画」= 廃炉作業の進捗状況は、この10月で56回を数える公開の「特定原子力施設監視・評価検討会」で東京電力から報告され、規制委員会・識者などとの間で質疑がなされ、評価・助言をされる仕組みになっています。



(左:中桐氏、右:木下氏)

規制委員会からのイチエフの廃炉作業への規制の視点は、液体放射性廃棄物の処理、固体放射性廃棄物の処理、使用済み燃料プール対策、地震・津波対策、敷地境界線の実効線量に大きく分けることができます。具体的な取り組み内容が定まっていない燃料デブリの取り出しは規制委員会としてはまだ射程の外です。

液体放射性廃棄物については、まず建屋滞留水の漏洩リスクをどのように低減させていくかということです。建屋周辺のトレンチを閉塞し、

建屋への流入地下水量を低減させ、滞留水中の放射性物質の総量(#編集者注:資料などではよく「インベントリ」と表記されている)を低減させていかなければなりません。また建屋内などから回収され、タンクに貯蔵されている汚染水中の放射性物質が漏洩しないように、タンク内の放射性物質を除去していくこと、もしタンクから漏洩した場合はその汚染拡大防止措置も必要です。規制委員会の検査での指摘により、タンク周囲の調整堰がかさ上げされ、地表にフェイシングが施された例があります。

一方、残された課題としては、多核種除去設備(ALPS)でトリチウムを除く核種が除去された水を規制基準等を満足する形で海洋に放出することがあります。

固体放射性廃棄物については、廃炉作業によって生じる飛散リスクを抑制していかなければなりません。現在のところ、適切に処理され遮へい等についても適切に管理され十分な保管容量が確保されていますが、今後は焼却施設も建設される予定です。

しかし、今後廃炉作業の進展により膨大な量の固体放射性廃棄物が生じることが予見され、しっかりとした保管管理計画を策定するとともに、十分な保管容量を確保していかなければなりません。

使用済み燃料プール対策については、できる限り速やかに使用済み燃料を取り出すこと、その際の燃料の落下を防止したり、十分な遮へいの確保、ダストの飛散抑制などの課題があります。

地震・津波対策分野では、原子炉建屋などの地下階からの汚染水の流出を防止するとともに、建屋などの倒壊を防止しなければなりません。これまでに1号機タービン建屋の階段部を閉塞した例がありますが、支柱の一部の破断が確認されている1、2号機排気筒の解体、3号機タービン建屋・海際の10m 盤にある除染装置から出た大量の高濃度放射性スラッジを貯蔵しているプロセス主建屋の開口部の閉塞も急がれる課題です。さらにこのスラッジそのも

のを安全な場所に移動させ、固化するなどの処理方針も定めていかなければなりません。
規制委員会ではこれらの課題を「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」としてまとめ、半年に一度改訂し進捗管理に資しています。このような状態にありなおも多くの課題を抱えるイチエフですが、規制委員会としては、「事態対処型」の状態から「計画的対処」の状態に移行したと判断しています。
(#編集者注:木下氏は上記の下線した部分を「現在の主要な課題」と述べられた)

その後の質疑では、
イチエフの廃炉についての規制委員会の基本的な姿勢は？
イチエフの廃炉の安全確保にまい進する規制委員会として、加速度的に進められる双葉郡内の復興施策をどう見るか？
燃料デブリ処理方針など現在の「講ずべき事項」にない事項についての規制委員会の立ち

位置は？
といった本質的な質問が出され、講師の方々は丁寧に答えてくださいました。
(規制委員会の回答内容は冒頭の 印)
……………
11月14日の産経新聞に「『今後は自治体とコミュニケーションを』 方針転換？ 規制委の真意は」という記事が出ています。
そこには「更田委員長が『現場は周辺の自治体にもある』と語り外部とのコミュニケーションを重視する姿勢を示すと同時に、『地元の方々の意見の食い違いは今後もあると思う。(中略)私たちは意見のすり合わせをしに行くのではなく(中略)ここまでやってあるからどうぞご安心くださいというはずがないし、今まで来た道に決して戻らない』と、“安全神話”からの決別を改めて強調した。」とありました。この記事が参加者たちに事前に読まれていれば、もう少し突っ込んだ質疑が行われた可能性があります。

「福島第一」見学ツアーへのお誘い

事故から6年半余を経た東京電力福島第一原子力発電所(1F)の見学ツアーを実施します。わたしたち福島原発行動隊(SVCF)の主要な活動場所となるべき1Fの最新の状態を知ることは、全てのSVCFメンバーにとって必須のことです。奮ってご参加ください。

実施日：2018年1月19日(金曜日)

大まかな行程：09:50に東京電力エネルギー館(福島県双葉郡富岡町大字小浜字中央 378 TEL: 0240-22-5500、常磐線富岡駅から徒歩14分)に集合。見学後、東電1F関係者とミーティング。14時から解散。

募集人員：20人(SVCF事務局=<svcf-admin@svcf.jp>宛て申し込み連絡を。12月15日木曜日正午締切。福島県内の方を優先)

参加費用：集合場所までの交通費は、参加者各人が自弁。

連絡会議にご参加ください！

毎週1回、事務連絡やプロジェクト事業の進捗確認をするために、午前11時-12時に東京・神田淡路町の事務所で会議を行っています。行動隊(賛助会員を含む)メンバーなら、どなたでも参加できます。多くの方々のご参加をお待ちしています。

[12月予定]

連絡会議:1(金曜)、8(同)、14(木、院内集会后)、16(土曜)、22(金曜)

院内集会:14(木曜) 11-13時

